

福岡県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書（案）

福岡県（以下「甲」という。）、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び【 団体名 】（以下「丙」という。）は、大規模災害時の避難所等への福祉支援のため被災地に派遣する福岡県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲、乙及び丙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がいのある者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

（チーム員の登録）

第2条 丙は、自らの団体に加入する社会福祉施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、チームへの協力が可能なものについて、乙に推薦する。

2 乙は、前項により丙から推薦された者を、チーム員として登録する。

（活動内容）

第3条 チームの活動内容は次のとおりとする。

- （1）避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング
- （2）要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援
- （3）その他、避難所等の環境整備等

（派遣基準）

第4条 チームの派遣基準は次のいずれかに該当するときとする。

- （1）県内で大規模災害が発生した場合であって、県がチームを派遣する必要があると認めるとき。
- （2）県内で大規模災害が発生した場合であって、被災市町村から県に対してチームの派遣要請があったとき。
- （3）他の都道府県で大規模災害が発生した場合で、国又は被災都道府県からチームの派遣要請があったとき。
- （4）その他特に必要であると県が認めるとき。

（事前連絡）

第5条 甲は、前条に定める派遣基準に該当することが見込まれる場合は、チーム派遣の可能性のある旨を、乙及び丙に通知し、乙を通じてチーム員に対し事前に連絡する。

2 甲は、チーム派遣の可能性がないと判断したときは、前項と同様にその旨を乙及び丙に通知し、乙を通じてチーム員に対し連絡する。

（チームの派遣）

第6条 甲は、第4条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

- 2 乙は、前項の依頼に基づきチームを編成し、派遣計画を作成し、甲に報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づき派遣を決定し、被災市町村及び丙に通知する。
- 4 乙は、前項の決定に基づきチームを避難所等に派遣する。

(支援活動に伴う補償)

第7条 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入する。

(費用負担)

第8条 チームの派遣に要する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

2 第7条に定める補償に係る保険料については、甲が費用を負担する。

(平時の取組み)

第9条 甲、乙及び丙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的実施する。

2 甲は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から市町村や他の災害時派遣チーム等に対して、チームに関する周知・啓発を行う。

(秘密保持)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和3年 月 日

福岡県福岡市博多区東公園7-7

甲 福岡県

代表者 福岡県知事

福岡県春日市原町3-1-7

乙 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

代表者 会長

丙 (所在地)
(団体名)
(代表者職氏名)